

Q



### 架空請求にご注意

「特別送達」と朱印された封筒がポストに届いていました。開封してみると、私に対して契約会社から債務不履行により訴状を提出したと書いてありました。具体的な契約会社名は書いてありません。「給与や不動産の差押」「強制執行」などの言葉が並び、最終取下期日が明日までとなっています。「身に覚えがない場合は至急連絡してください」と書いてありますが、どうしたらいいのでしょうか。

「特別送達」とは、裁判所から訴訟関係人などに書類を送る場合に利用される特別な郵便方法です。原則として郵便職員が名宛人に手渡しし、その際に受取人は署名または押印を求められます。ポストに届いていたのであれば、封筒に「特別送達」と朱印があっても特別送達で届いたものではありません。

このような書面は、受取人にあわてて連絡させて架空の請求をする手口です。不安な場合には、下記の相談窓口にご相談ください。

A



### 1月の消費生活相談(専門相談員による面談)

西濃6町のどこでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	1/5(火)、19(火)	22-1152
関ヶ原町	1/12(火)、26(火)	43-0070
養老町	1/4(月)、18(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	1/15(金)、25(月)	27-3111
輪之内町	1/7(木)、21(木)	68-0185
安八町	1/14(木)、28(木)	64-3111